
公益社団法人神奈川県私立幼稚園連合会 設置者・園長特別研修会

私立学校法の改正への対応について

令和6年6月27日

TMI総合法律事務所

弁護士 大河原 遼平



自己紹介

パートナー弁護士 大河原 遼平(おおかわら りょうへい)

✓ 所属 : TMI総合法律事務所(東京・六本木、名古屋、神戸、大阪、京都、福岡ほか海外)

✓ 略歴

- 2001年 高槻高等学校(大阪)卒業
- 05年 一橋大学法学部法律学科卒業
- 07年 一橋大学法科大学院修了、最高裁判所司法研修所入所(実務修習地:福岡)
- 08年 弁護士登録(第一東京弁護士会)
- 09年 TMI総合法律事務所勤務
- 13年 文部科学省高等教育局私学部勤務(専門官(課長補佐級)として常勤)
- 17年 TMI総合法律事務所復帰
公益財団法人日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価 評価員就任
文部科学省 学校法人制度改善検討小委員会 委員就任(～19年)
- 18年 私学高等教育研究所 研究員就任
- 19年 文部科学省 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 委員就任(～21年)
- 20年 パートナー就任 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた
- 21年 文部科学省 通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 委員就任(～22年)
- 22年 一橋大学大学院法学研究科非常勤講師(～24年)

✓ 業務内容

- 文部科学省在職時には、2014年の私立学校法改正作業、「私立大学等の振興に関する検討会議」における企画立案、学校法人運営調査その他文部科学省に関する法律業務、政策立案業務等を広く担当。
- 現在は、文科省勤務以前からの主要業務であった事業会社への一般企業法務、知的財産、危機管理、紛争解決等に加え、大学を中心とした教育業界への各種法律業務もメイン業務としている。学校法人、国立大学法人の理事を歴任。
- 文科省会議の委員として、2019年の私立学校法改正につながる提言に関与。大学に関する各種講演・研修等を担当。日本経済新聞朝刊(19年2月18日、23年6月20日)、教育学術新聞(19年1月、21年11月、22年8月)への寄稿も。



私立学校法の一部を改正する法律の概要

改正前：第1条～第67条
改正後：第1条～第164条

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

出典：文部科学省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/content/20240619-mxt_sigakugy-000021776_000.pdf)

大臣所轄学校法人等

規模に応じた区分について

※知事所轄学校法人が大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合でも、所轄庁は都道府県のまま変更なし

| | 要件① | 区分 |
|----------|-----|------------------|
| 大臣所轄学校法人 | 該当 | 大臣所轄学校法人等 |
| 知事所轄学校法人 | 非該当 | その他の学校法人 |

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（１）かつ（２）を満たすこととする。

- （１）収入（※１）10億円又は負債20億円以上
- （２）3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること（※２）

※１ 事業活動及び収益事業による経常的な収入の額

※２ 3以上の都道府県に学校を設置しているor広域通信制高等学校を設置している

大臣所轄学校法人等とその他の学校法人の主な相違点

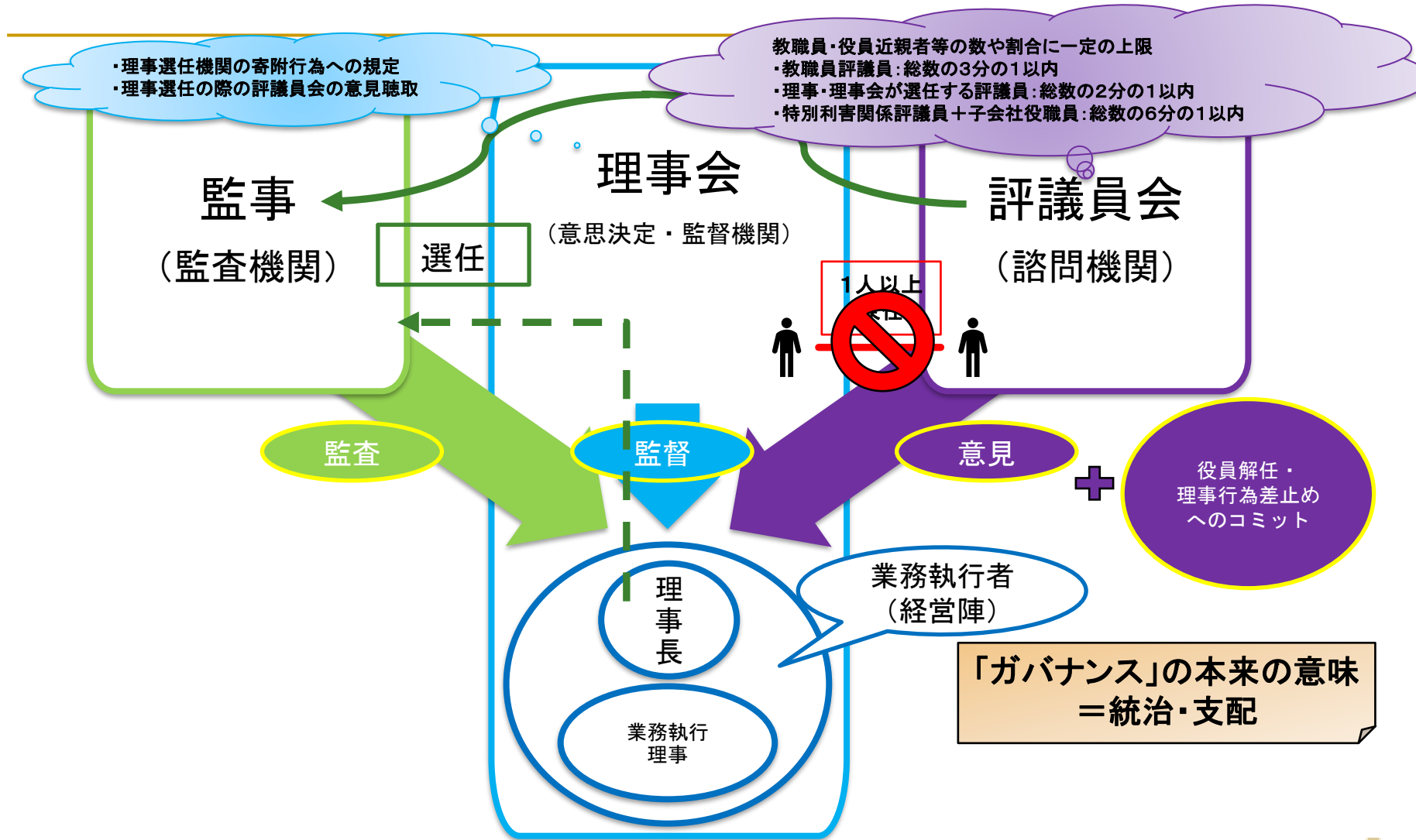
| | 大臣所轄学校法人等 | その他の学校法人 |
|------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 会計監査人 | 設置義務 | 任意 |
| 外部理事の数 | 2人以上 | 1人以上 |
| 理事の理事会への職務報告 | 年4回以上 | 年2回以上 |
| 評議員による評議員会の招集請求、議案提出等 | 1 / 10以上の評議員により可能 | 1 / 3以上の評議員により可能 |
| 内部統制システム | 理事会による方針決定 | 任意 |
| 事業に関する中期的な計画 | 策定義務 | 任意 |
| 計算書類等(※1)、財産目録等(※2)の閲覧 | 誰でも可能 | 評議員、債権者、在学生 その他利害関係人のみ可能 |
| 解散・合併・重要な寄附行為変更 | 理事会の決議に加えて 評議員会の決議が必要 | 理事会の決議が必要 |
| 情報の公表 | 公表義務 | 努力義務 |
| 評議員構成に関する経過措置 | 令和8年度の 定時評議員会の終結の時まで | 令和9年度の 定時評議員会の終結の時まで |

※1 計算書類（セグメント別の情報表示の詳細については今後検討）、事業報告書、附属明細書、監査報告、会計監査報告 ※赤字は現行からの変更点
 ※2 財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準 ※青字は現在は大臣所轄学校法人のみ対象22

出典：文部科学省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/content/20240619-mxt_sigakugy-000021776_000.pdf)

私立学校法上のガバナンス制度



理事・理事会

- ・ 理事選任機関(構成、運営等含め)を寄附行為で定める
- ・ あらかじめ選任機関において評議員会の意見を聴くこととする
- ・ 理事の解任も一義的には理事選任機関が行う

理事

- ・ 1 理事の選解任
- ・ 2 理事の資格・構成
- ・ 3 理事の任期
- ・ 4 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事(理事長等)
- ・ 5 理事の義務

- ・ 理事と評議員の兼任禁止(評議員の下限定数を理事の定数超まで引下げ)
- ・ 園長1人以上は維持
- ・ 外部理事の範囲の厳格化
- ・ 親族等の特別利害関係理事の規制強化(1人以上の監事、2人以上の理事・評議員との特別利害関係の禁止、特別利害関係理事は総数の3分の1以内)

- ・ 選任後●(最長4)年以内に終了する最終会計年度に関する定時評議員会の終結時まで
- ・ 監事・評議員の任期の長さと同ー以下である必要あり

- ・ 理事長等の選定・解職は理事会

理事会

- ・ 6 理事会の職務
- ・ 7 理事会の運営

- ・ 理事長等の理事会への職務報告義務(4か月を超える間隔で2回以上)
- ・ 理事の評議員会への説明義務
- ・ 理事の監事への報告義務

- ・ 重要決定の委任禁止(理事会の必要的決議事項)
 - ✓ 重要な資産の処分・譲受け
 - ✓ 多額の借財
 - ✓ 園長その他の重要な役割を担う教職員の選解任
 - ✓ 内部統制システムの整備
 - ✓ 予算・事業計画の作成・変更
 - ✓ 役員・評議員報酬基準の策定・変更 など

- ・ 特別決議(3分の2以上)の法定(寄附行為変更、解散、合併)
- ・ 書面・オンラインによる議決参加の法定
- ・ 議事録作成のルール化

監事

選解任・資格等

- ・ 選解任は評議員会決議

・ 1 選解任

・ 2 資格

- ・ (当該法人の役職員・評議員に加え) 監査役等を除く子法人の役職員の就任禁止
- ・ 親族等の特別利害関係の規制強化(他の監事、2人以上の評議員との特別利害関係の禁止)

・ 3 任期

- ・ 選任後●(最長6)年以内に終了する最終会計年度に関する定時評議員会の終結時まで
- ・ 理事の任期の長さと同じ以上である必要あり

・ 4 監事の選解任・辞任に関する手続

職務等

・ 5 職務・義務

- ・ 理事による監事選任議案の評議員会提出の際の監事の過半数の同意
- ・ 監事の理事に対する評議員会への監事選任議題提案・議案提出請求権
- ・ 監事の評議員会における監事の選解任・辞任の際の意見申述権
- ・ 辞任した監事の辞任後最初の評議員会における辞任及びその理由の申述権

・ 6 調査権限

- ・ 明示的な職務の増加(評議員会への出席・意見申述、業務状況等の理事選任機関への報告)
- ・ 義務の創設(評議員会に提出する議案等の調査義務、評議員会への説明義務など)

・ 7 訴訟等の代表

- ・ 学校法人に加え子法人も

- ・ 以下の点について、監事が法人を代表
 - ✓ 学校法人⇔理事の訴訟について、監事が法人を代表
 - ✓ 評議員会の求めによる理事への責任追及

評議員・評議員会

評議員

・ 寄附行為で規定

- ・ 1 評議員の選解任
- ・ 2 評議員の資格・構成
- ・ 3 評議員の任期
- ・ 4 評議員の権限
- ・ 5 評議員の報酬
- ・ 6 評議員の義務・責任

- ・ 評議員と理事の兼任禁止
- ・ 教職員・卒業生各1人以上は維持
- ・ 親族等の特別利害関係理事の規制(他の2人以上の評議員との特別利害関係の禁止)
- ・ 教職員・役員近親者等の数や割合に一定の上限
 - ✓ 教職員評議員:総数の3分の1以内
 - ✓ 理事・理事会が選任する評議員:総数の2分の1以内
 - ✓ 特別利害関係評議員+子法人役職員:総数の6分の1以内

- ・ 選任後●(最長6)年以内に終了する最終会計年度に関する定時評議員会の終結時まで
- ・ 理事の任期の長さと同じ以上である必要あり

・ 報酬基準の策定

- ・ 理事に対する解任請求訴訟の提起権(一定の場合)
- ・ 監事に対する解任請求訴訟の提起権(一定の場合)
- ・ 理事の行為の差止請求訴訟の提起権(一定の場合)
- ・ 理事会・評議員会の議事録、会計帳簿等の閲覧請求権

評議員会

・ 義務・責任を明確化

・ 原則諮問機関(寄附行為で議決事項とすること可)を維持

- ・ 7 評議員会の職務
- ・ 8 評議員会の権限
- ・ 9 評議員会の運営

- ・ 理事選任機関に対する理事の解任請求権
- ・ 監事の解任権
- ・ 理事の行為の差止請求訴訟の監事への提起請求権

- ・ 招集通知に記載する議題・議案概要の理事会決議が必要
- ・ 議決要件の固定(過半数のみ)
- ・ 書面・オンラインによる議決参加の法定
- ・ 議事録作成のルール化

その他

会計監査(大臣所轄学校法人等以外は任意)

- ・ 会計監査人の設置は原則として任意だが、大臣所轄法人等は必置
- ・ 会計監査人の選解任は評議員会決議による(議案の内容は監事が決定)
- ・ 任期は選任後1年以内に終了する最終会計年度に関する定時評議員会の終結時まで
- ・ 会計監査に関し、監事と概ね同様の権限・職務・責任あり

内部統制システムの整備(大臣所轄学校法人等は任意)

- ・ 内部統制システムの整備が理事会決議事項に

訴訟等

- ・ 評議員会の法人に対する役員責任追及訴訟の提起請求権
- ・ 学校法人の設立・吸収合併・新設合併の無効に関する訴訟
- ・ 裁判所による会計帳簿等の提出命令

刑事罰

- ・ 役員等への刑事罰創設(特別背任罪、贈収賄罪など)

施行日と経過措置

✓ 施行日：令和7年4月1日

「配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係」とは、以下のものとする。

- ① 事実婚である関係
- ② 使用人である関係
- ③ 金銭等を受け取り生計を維持している関係
- ④ ②、③の配偶者である関係
- ⑤ ①～③の三親等以内の親族であって生計を二にする関係

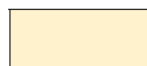
✓ 主な経過措置

- 役員・評議員の資格・構成（役員・評議員の兼任禁止、評議員の属性割合など）については令和7年度最初の定時評議員会の終結時以降に適用される
- 特別利害関係役員・評議員の規制の漸次進行
- 施行時の役員・評議員の任期は令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結時までは従前の規定の残任期間が適用される

学校法人における親族等の特殊の関係のある者

学校法人における親族等の特殊の関係のある者の就任関係（改正後）

| | 理事に | 監事に | 評議員に |
|-------|---------------------------|-----|-----------------|
| 役員親族者 | 理事親族等は ○ ※一人かつ1/3まで | × | ○ ※一人かつ1/6まで |
| | × | × | ○ ※一人かつ1/6まで |
| | ○ | ○ | ○ ※一人かつ1/6まで |



：監視される者の関係者が、監視者側に含まれないための規制
 ※監事と評議員との関係は、監事の人事権を評議員会が持つため、評議員を監視者側と想定しているが、評議員は監事の監査対象でもある。



：同じ属性の者で多数派を占めないための規制

評議員構成等に関する経過措置について

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

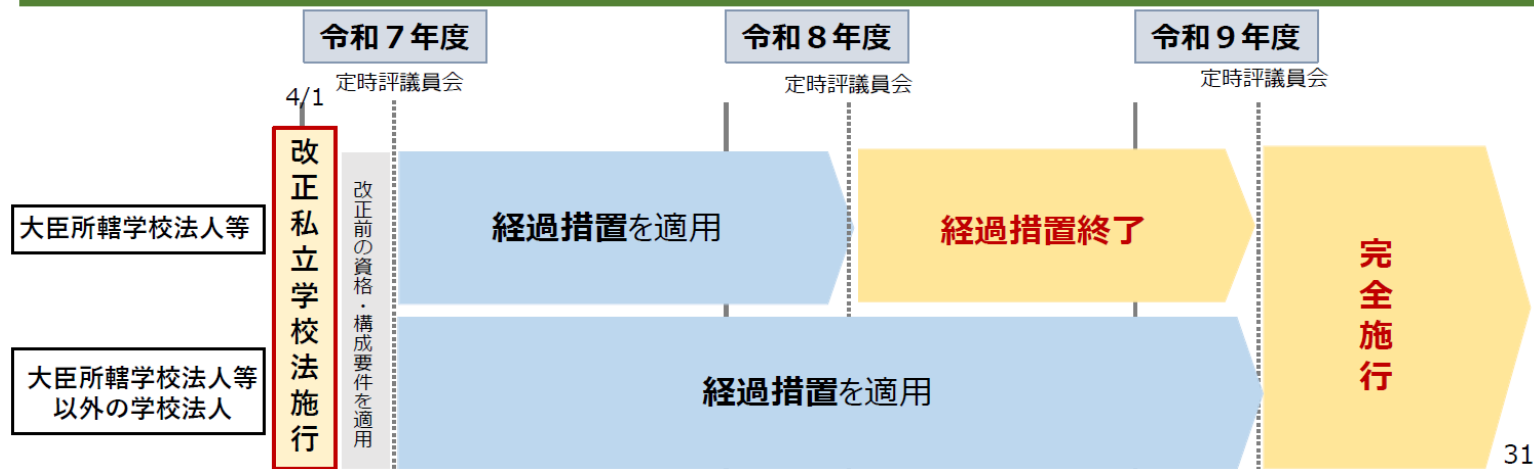
経過措置

経過措置を設定

※ 括弧の数字は26ページの括弧の数字と連動

- (4) → 理事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3~~1/6~~**を超えてはならない

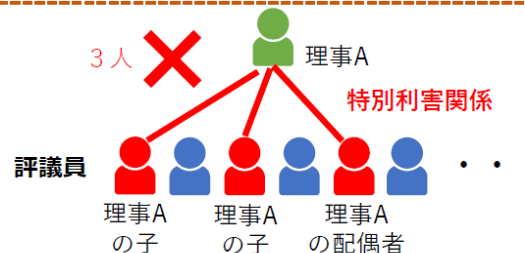
- ◆ 大臣所轄学校法人等については、**施行後約1年**は当該経過措置を適用。
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後約2年**は当該経過措置を適用する。



評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ

評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間中）

理事（監事）は、3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/3を超えてはならない



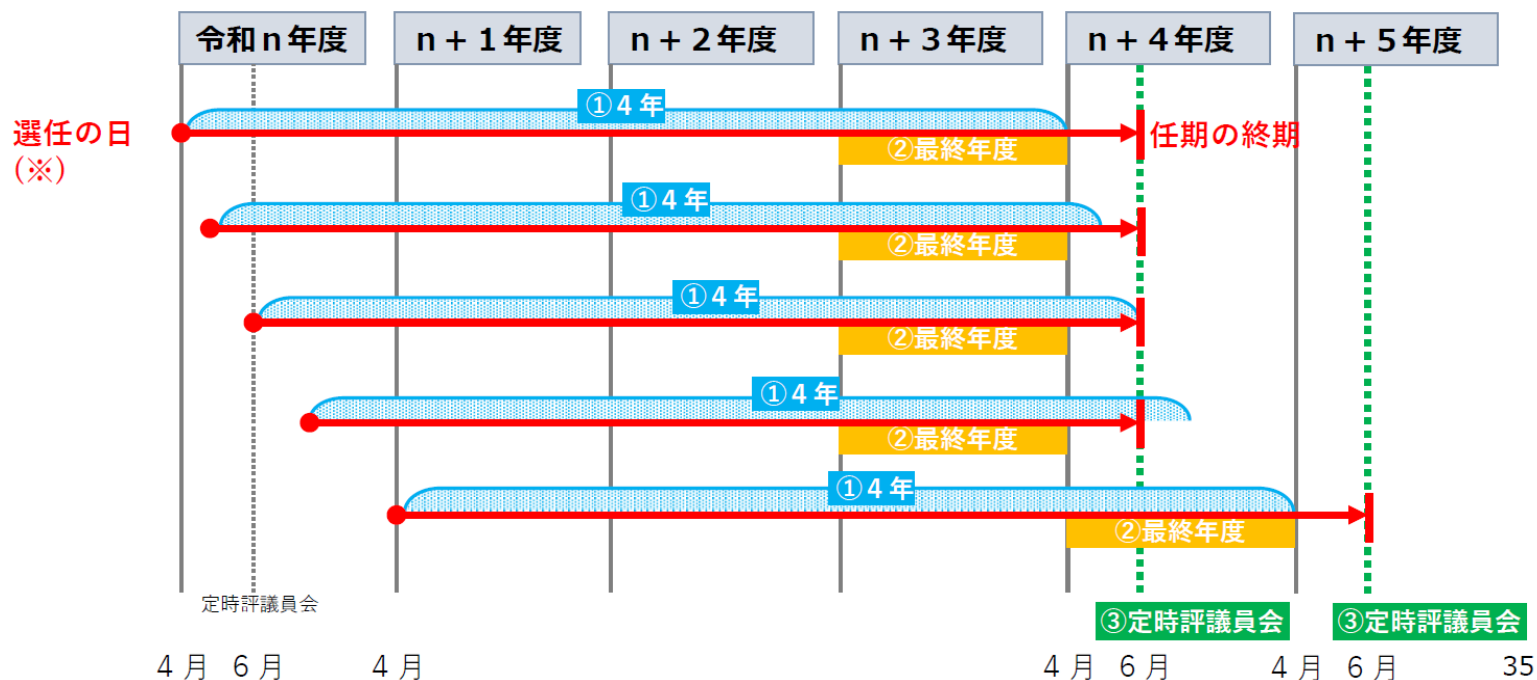
改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期

理事・監事・評議員は、自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持ってその任務を全うすべきとの考え方から、「定時評議員会の終結の時」を任期の終期に固定。

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

- （１）任期は、選任後寄附行為で定める期間① 以内に終了する会計年度のうち最終のもの② に関する定時評議員会の終結の時③ まで
- （２）「寄附行為で定める期間」は、理事は４年以内、監事・評議員は６年以内

【例：寄附行為で定める期間を４年とする場合の任期】（※）選任の日とは任期の開始日を指す。



改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

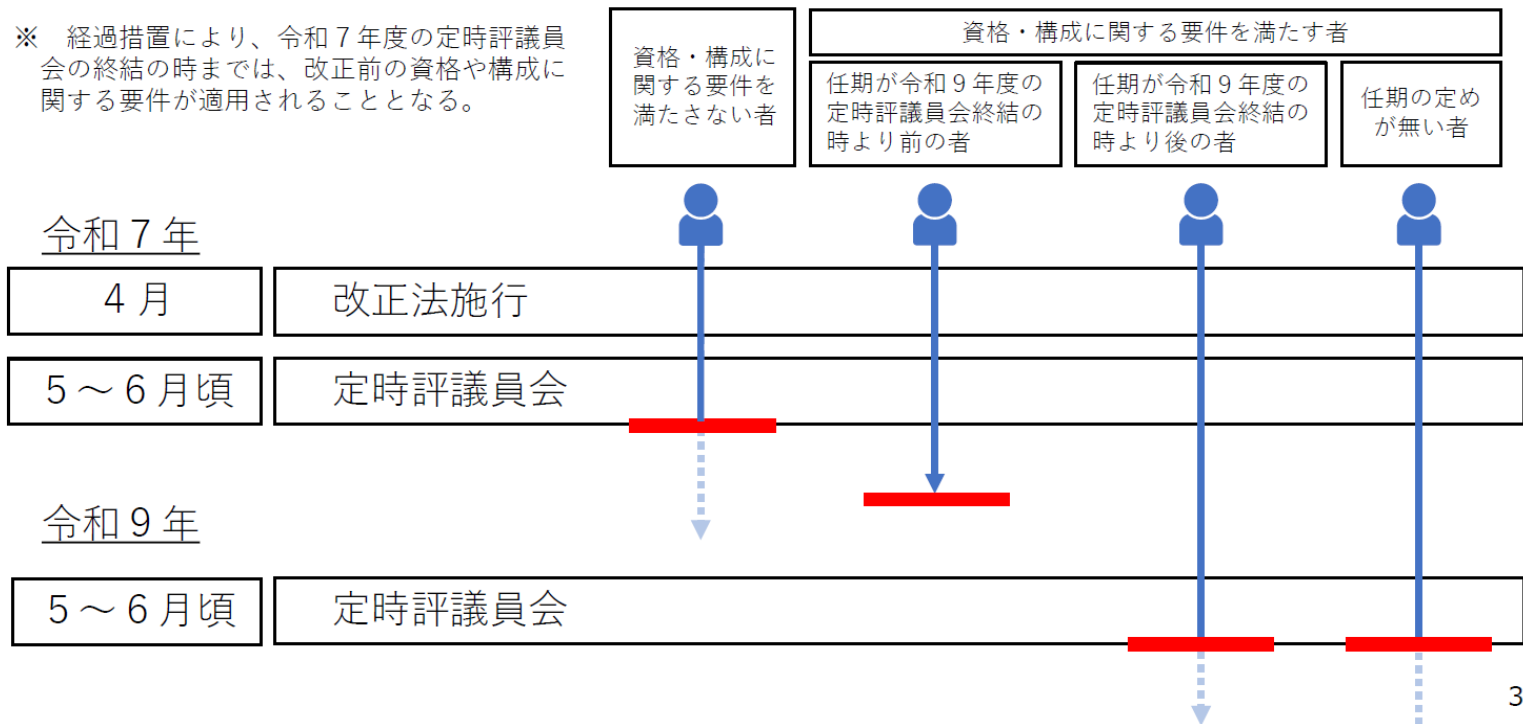
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件（改正後の法第31条、第46条、第62条の規定）を満たさない者については、令和７年度の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある（※）

※ 経過措置により、令和７年度の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。



制度改正過渡期における基本ポイント

ポイント【1】資格・構成の要件の切り替わり

- ✓ 理事・監事・評議員の資格・構成の要件が新制度に切り替わるタイミングは、令和7年度の定時評議員会の終結の時
 - ✓ 令和7年4月1日ではない。
 - ✓ 特に、このタイミングで、理事と評議員の兼職について、必須から禁止に切り替わることに注意。

ポイント【2】選任の方法の切り替わり

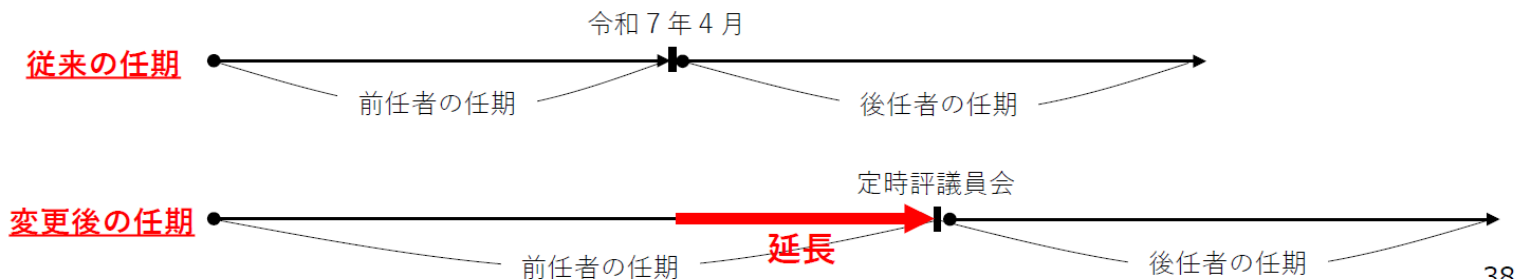
- ✓ 選任の方法が新制度に切り替わるタイミングは、令和7年4月1日
 - ✓ 令和7年4月1日以降に理事を選任する場合には理事選任機関が選任。
 - ✓ 令和7年4月1日以降に監事を選任する場合には評議員会が選任。
 - ✓ 制度改正前に任期が開始されている者については、新制度における選任方法と異なった方法で選任されていたとしても選任し直す必要はない。
 - ✓ 選任を行う会議体（理事会、評議員会など）の構成員は、制度改正前に選任されていた者であっても構わない。

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期の延長・短縮について

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期が令和7年4月1日までなど改正法施行時期と近接している場合、以下のような課題がある。

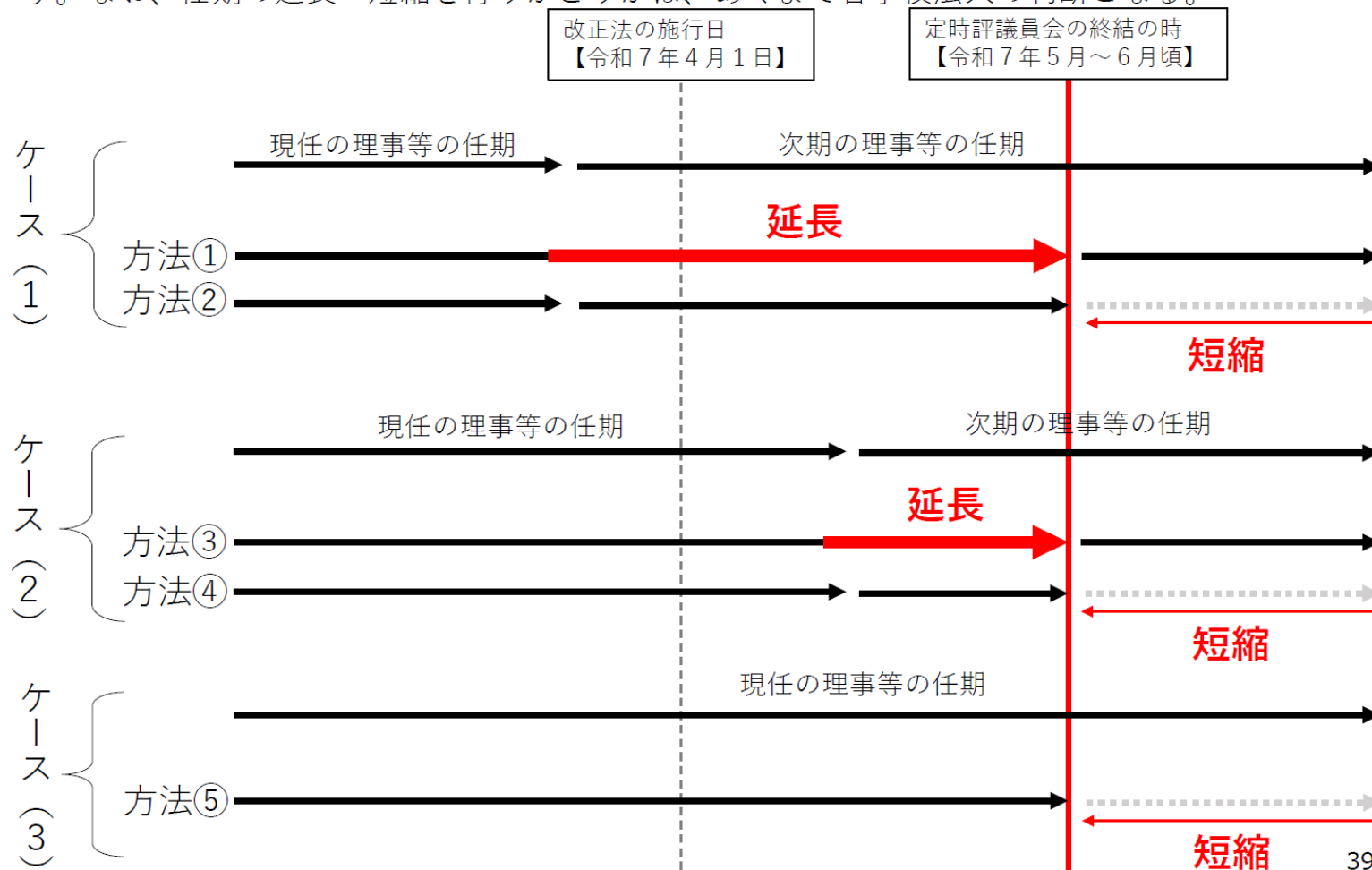
- 令和7年度の定時評議員会の終結の時までは改正前の資格や構成の要件が適用され、その後は改正後の資格や構成の要件が適用されるため、特に、理事と評議員の兼職必須・兼職禁止がそのタイミングを境に変わることとなり、短期間で再度選任・解任を行う必要が生じる。
- 後任の理事・監事・評議員の選任行為は、令和7年3月31日以前に行うことが考えられるが、旧制度下の選任方法により選任された理事・監事・評議員が新制度下から就任することは適当ではない（特に、理事選任機関の概念が導入されること、監事については「理事長による選任」から「評議員会による選任」に変わることなど）。

寄附行為の改正において、例えば、「令和7年3月○日に在任する理事、監事、評議員の任期は、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する」旨の附則規定を設けることにより、これらの課題を解消することが可能。



任期の延長・短縮の具体的な方法と留意点

理事・監事・評議員の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時までに変更するための具体的な方法とそれぞれにおける留意点について、想定されるケース毎に整理して示す。なお、任期の延長・短縮を行うかどうかは、あくまで各学校法人の判断となる。



改正法施行時の役員・評議員の交代①

ケース（1）

：令和7年3月31日までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法①：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

【留意点】

- ・bの場合、現在の理事等の任期が終了するまでに寄附行為の附則を施行する必要がある（その際、私立学校法改正に係る寄附行為変更の認可を受ける日より前に現在の理事等の任期が終了する場合には、私立学校法改正に係る寄附行為変更の中で措置するのでは間に合わなくなるため、別途間に合うように寄附行為変更認可申請を行う必要がある）。

方法②：次期の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

【留意点】

- ・いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、選任までの間に寄附行為変更を行っておくか、任期が短くなる可能性がある旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。ただし、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

改正法施行時の役員・評議員の交代②

ケース (2)

：令和7年4月1日から令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法③：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

【留意点】

- ・ bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。
なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

方法④：次期の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

※制度改正後は、理事等の任期を特例的に短縮したり延長したりすることは原則として不可能。

【留意点】

- ・ 理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期が短くなる旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。

改正法施行時の役員・評議員の交代③

ケース (3)

：令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時以降に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法⑤：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

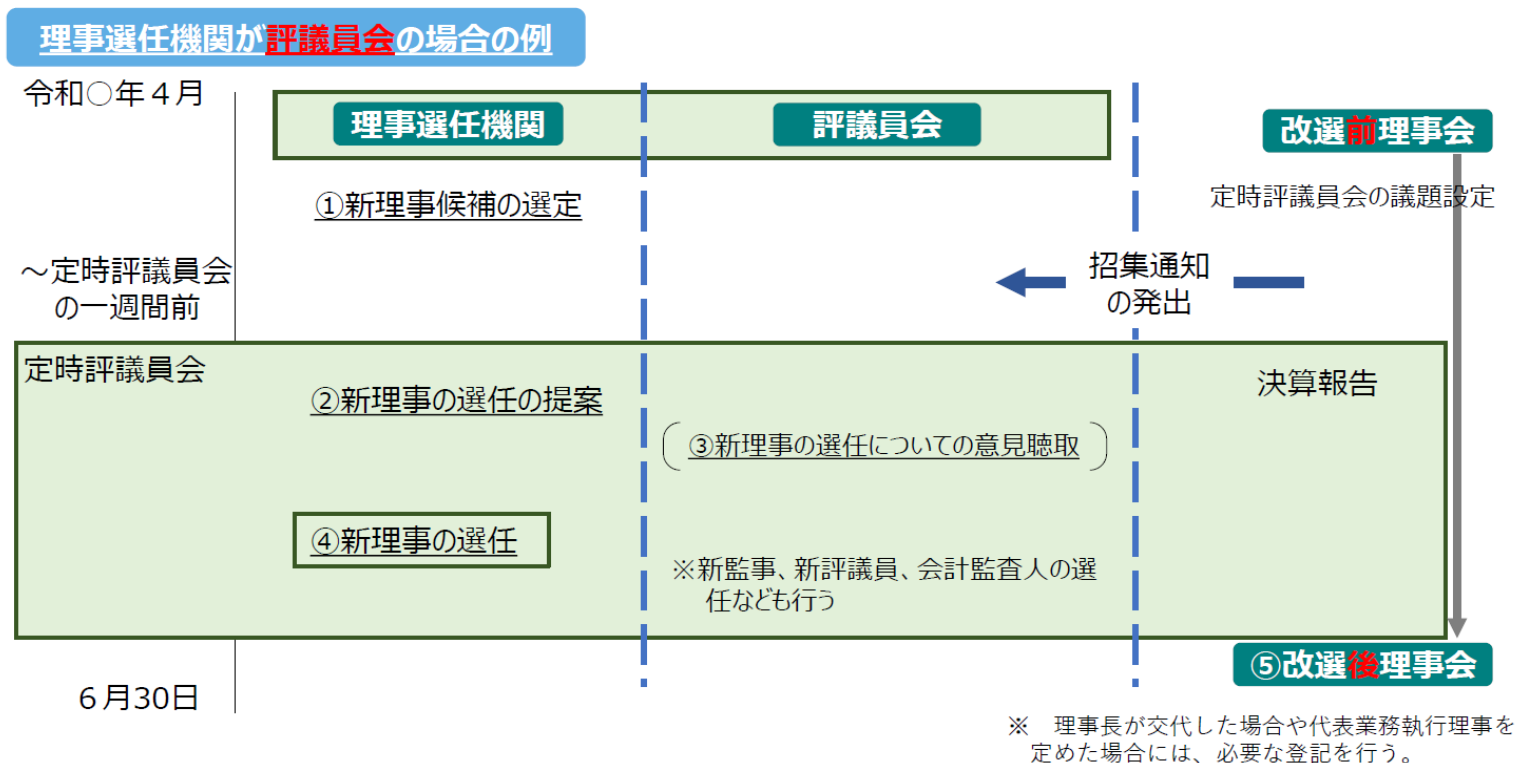
【留意点】

- ・いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

※任期を短縮する場合の附則の例は以下のとおり。

「この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。」

改正法施行後の理事の選任手続の流れと注意点①

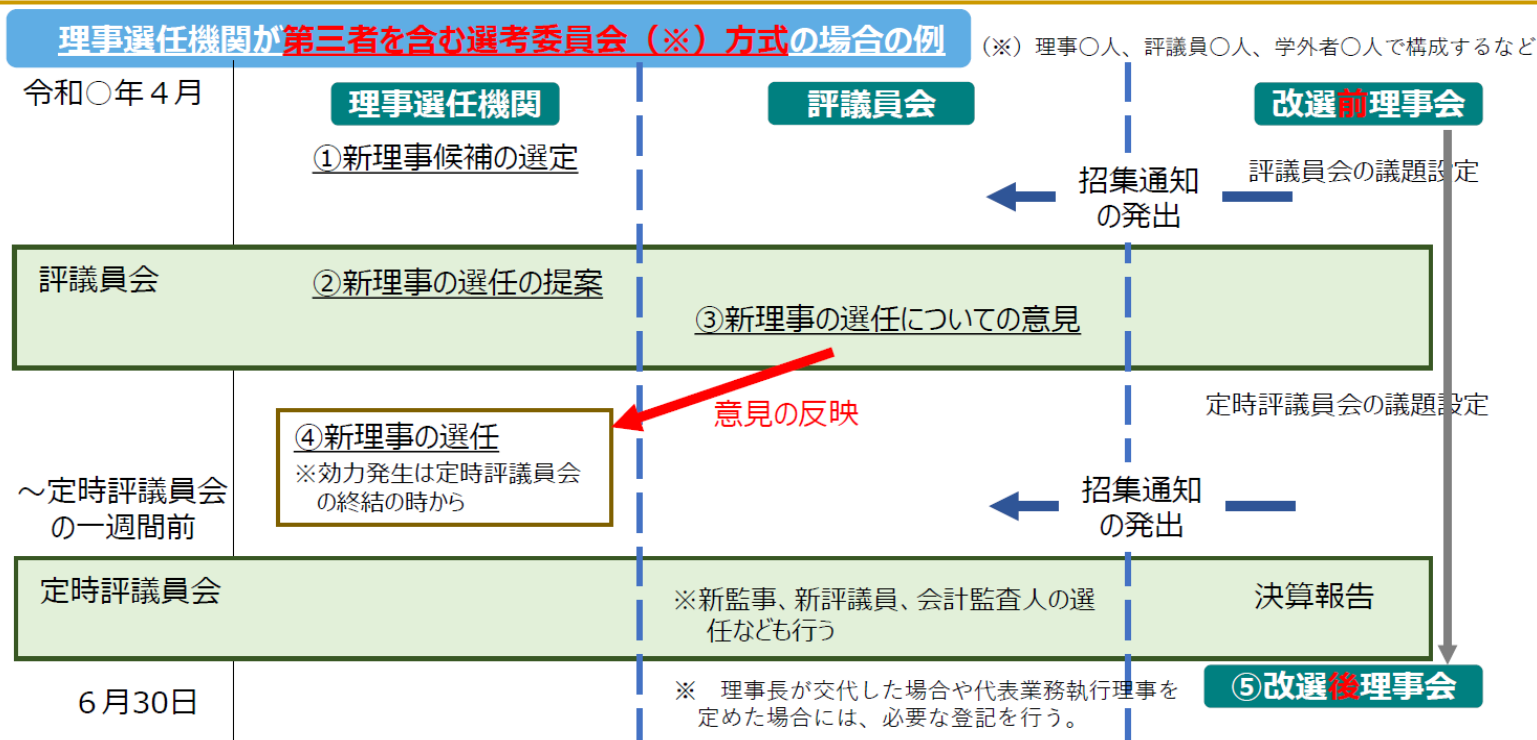


<具体的な流れ>

- ① 新理事候補の選定を行う。
※ 事前の案の作成を担うのは誰でも構わないが、あらかじめ理事選任機関である評議員会の一定の了解を得ておく、定時評議員会以降の対応がスムーズとなると思われる。
- ② 定時評議員会において、新理事の選任の提案を行い、評議員会（＝理事選任機関）の了解を得る。
- ③ 評議員会＝理事選任機関であるため、評議員会の意見聴取は不要。
- ④ 評議員会（＝理事選任機関）において、新理事が選任される。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

43

改正法施行後の理事の選任手続の流れと注意点②



<具体的な流れ>

- ① 理事選任機関において新理事候補の選定を行う。
- ②③ 評議員会を開催し、新理事の選任の提案を行い、評議員会の意見を聴取する。
- ④ 評議員会の意見を踏まえ、理事選任機関において、新理事の選任を行う。ただし、新理事は、定時評議員会の終結の時から就任することとする。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

※ 仮に、②③の作業を定時評議員会でを行い、定時評議員会終了後すぐに理事選任機関において新理事の選任を行うこととした場合、
 ・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること
 ・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、理事が理事選任機関の構成員になっている場合、その者の理事としての身分がなくなってしまっている可能性があること
 などから、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事についての意見を聴取した上で、新理事の選任を終えておくことが望ましい。44

出典：文部科学省ウェブサイト

(https://www.mext.go.jp/content/20240619-mxt_sigakugy-000021776_000.pdf)

理事・監事・評議員の選任の流れの一例

改正後は、理事等の任期の終期が「定時評議員会の終結の時」までとなることから、理事等を時期をずらして選任をしていたような学校法人については、例えば以下の例のように選任方法を工夫する必要が生じる。

改正前

- 1 2月 ①評議員選考会議 発足
- | | |
|---------------|---------------|
| ・ 役員の互選 : ○名 | ・ 理事長の指名 : ○名 |
| ・ 学長、各学部長 | ・ 職員の互選 : ○名 |
| ・ 評議員の互選 : ○名 | ・ 同窓会の互選 : ○名 |
- 1月 ②評議員選考会議による評議員の選任
③評議員会 発足
- 2月 ④評議員の互選により、役員選考会議メンバーの選出
- 3月 ⑤役員選考会議 発足
⑥役員選考会議による理事長、理事、監事候補者の選考
- 4月 ⑦評議員会による理事長、理事、監事の選任
⑧理事会 発足

改正後

- 3月 ①評議員選考会議 発足
- | | |
|---------------|---------------|
| ・ 役員の互選 : ○名 | ・ 理事長の指名 : ○名 |
| ・ 学長、各学部長 | ・ 職員の互選 : ○名 |
| ・ 評議員の互選 : ○名 | ・ 同窓会の互選 : ○名 |
- 4月 ②評議員選考会議による評議員の選任
※この時点では選任するのみとし、評議員の任期のスタートは定時評議員会終結の時とする。
- 5月 ③【次期】評議員の互選により、役員選考会議メンバーの選出
- 6月 ④役員選考会議 発足
⑤役員選考会議による理事長、理事、監事候補者の選考
- < 定時評議員会 >
⑥ (旧) 評議員会による理事、監事の選任
- < 定時評議員会の終結後 >
⑦ (新) 評議員会発足、理事会発足
⑧ 理事会において理事長の選定

< 具体的な変更点 >

- 改正前は、「まず評議員の任期がスタートし、当該評議員会において理事等を選任し、理事等の任期がスタートする」という段階的な設計になっていた。
- 改正後は、任期の終期が「定時評議員会の終結の時」に固定されるため、評議員について選任はするものの任期は定時評議員会の終結の時からとしておく（改正後の②）。
- 選任された者は選任時点ではまだ評議員ではないため、理事等の選考は「次期」評議員において進めることとし（改正後の③～⑤）、当該選考結果を基に、(旧) 評議員会による定時評議員会において、理事等の選任を行う（改正後の⑥）こととする。

45

寄附行為作成例(神奈川県版 幼稚園 一般)

1. 総則
 2. 目的及び事業
 3. 機関の設置
 4. 理事会及び理事
 5. 監事
 6. 評議員会及び評議員
 7. 理事会と評議員会の協議
 8. 予算及び事業計画等
 9. 資産及び会計
 10. 寄附行為の変更
 11. 解散及び合併
 12. 補則
- 附則

目的及び事業

目的(第3条)

- ・ 建学の精神などを取り込むことも可

設置する学校等(第4条～第4条の4)

- ・ 設置園の形態に応じて規定

収益事業(第5条)

- ・ 収益事業があれば規定

機関の設置

役員及び評議員の設置(第6条)

- ・ 理事:5名以上
- ・ 監事:2名以上
- ・ 評議員:6名以上(かつ理事より1名以上多い)
- ・ 「〇名以上〇名以内」も可(ただし、評議員の下限が理事の上限を下回る場合、「3評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。」等の規定が必要)

理事選任機関(第7条)

- ・ 評議員会／選考委員会／理事会／混合
- ・ 選考委員会形式の場合には、「理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項」を定める必要あり
- ・ 評議員会以外については、決議要件を加重することも可
- ・ 評議員会以外の場合には、評議員会への意見聴取についての条項を設けることが通例

理事会及び理事①

理事の選任(第8条)

- ・ 園長(校長)が1名以上選任されることは必須(あて職は禁止だが、「園長のうちから〇〇において選任した者 〇名」はOK)
- ・ 評議員との兼任は禁止
- ・ その他の属性や人数等は任意
- ・ 園長がその職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能(ただし、園長である理事が一人もいなくなることは、私学法違反となることに留意)

理事の任期(第10条)

- ・ 「〇年以内」の〇を4以下で設定
- ・ 再任回数制限や定年の設定も可

理事会及び理事②

理事の職務(第15条)

- ・ 業務執行理事: 業務執行権を付与された理事
- ・ 代表業務執行理事: 業務執行権＋代表権を付与された理事
- ・ (代表)業務執行理事を設置するか否かは任意(「置くことができる」も可)
- ・ 副理事長や専務理事、常務理事などの名称も可((代表)業務執行理事に該当する場合はその旨も規定)
- ・ 設置する場合には、確定的な人数か上限を定める必要あり

招集(第18条)

- ・ 招集権者: 各理事(通例は理事長か)
- ・ 招集通知
 - ・ 記載内容、緊急を要する場合の例外は任意
 - ・ 発出期限は1週間前より短くすることも可

理事会及び理事③

運営(第19条)

- ・ 議長:任意(通例は理事長か)

決議(第20条)

- ・ 第1項:原則
- ・ 第2項:3分の2以上の多数(有無は任意だが、譲渡所得等の非課税の特例との関係)
- ・ 第3項:例外(必須)
- ・ 割合を加重することは可(過半数→3分の2、3分の2→4分の3など)
- ・ 「可否同数の場合は、議長の決するところによる」は不可

議事録(第22条)

- ・ 「議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第四十七条第二項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。」も可

評議員会及び評議員①

評議員の選任(第32条)

- ・ 選任権者
 - ・ 理事・理事会選任:2分の1以内
 - ・ 評議員会／選考委員会／理事会など(あて職も可)
- ・ 属性
 - ・ 職員と卒業生がそれぞれ1名以上必須
 - ・ 理事との兼任は禁止
 - ・ 職員:3分の1以内
 - ・ 特別利害関係等:6分の1以内
 - ・ その他の属性や人数等は任意(ただし、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する必要あり)
- ・ 職員がその職を退いた後も、評議員の職を失わないとすることも可能
- ・ 評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない

評議員の任期(第34条)

- ・ 「○年以内」の○を4以下で設定
- ・ 再任回数制限や定年の設定も可

評議員会及び評議員②

評議員の解任及び退任(第35条)

- ・ 評議員の解任方法は、原則として選任したものが解任できるものとする必要あり

評議員会の職務等(第37条)

- ・ 全て意見聴取とすることも可

招集(第41条)

- ・ 理事が招集(通例は理事長か)
- ・ 3分の1・20日を下回る定めも可能

運営(第45条)

- ・ 議長:任意

決議(第46条)

- ・ 評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できない

議事録(第47条)

- ・ 理事会の議事録と同様

役員の出席等(第48条)

- ・ 理事長(、(代表)業務執行理事)及び監事に出席義務あり

その他

理事会と評議員会の協議(第7章)

- ・ 理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する仕組みも可
- ・ 評議員会が意見聴取のみであれば不要

予算及び事業計画等(第8章)

- ・ 責任の免除(第53条):任意
- ・ 責任限定契約(第54条):任意

寄附行為の変更(第10章)

- ・ 評議員会の意見聴取の場合には要変更

解散及び合併(第11章)

- ・ 評議員会の意見聴取の場合には要変更

附則

1. 任期の把握

2. 取扱いの検討

- 理事・評議員兼任者の扱い
- 職員及び理事・理事会選任の評議員の扱い
- 特別利害関係等の評議員の扱い
- その他

3. 附則への落とし込み

今後の課題(まとめに代えて)

- ✓ 寄附行為変更案の作成(・リーガルチェック)
- ✓ 内部規程の整備(寄附行為施行細則、理事選任機関運営規程、評議員選任・解任規程、経理規程、評議員報酬規程など、必要に応じて)
- ✓ 理事・監事・評議員向け研修の実施
- ✓ 法務・コンプライアンスの充実(「臨床法務」から「予防法務」へ！)

千葉地裁松戸支部平成28年11月29日判決

【事案】

- ・ 学校法人Y2の経営する大学の非常勤講師であったXが、自身のクラスの学生であるY1に授業中に臀部を触られるなどしたため多大な精神的苦痛を被ったとして、Y1に110万円の支払を請求し、Y2がXとY1との言い分が対立している状況においてX代理人立会いの下でX本人からの事情聴取をせず、不十分な調査をするにとどめた上、XとY1との関係の改善に向けた方策を何も講じなかったことから多大な精神的苦痛を被ったとして、Y2に165万円の支払を請求した事案。
- ・ Y2は、Xの代理人弁護士から、以後X本人ではなく、全てX代理人に連絡してほしいとの書面を受領したにもかかわらず、それをせずにX本人から事情聴取(その時点では顧問弁護士等に相談せず)。事情聴取中もY1が「軽いノリ」で行った行為であるから許してほしいとX本人に求めた。
- ・ その後、Y2は、Y1の事情聴取などを経て、Y1がXの臀部に触った可能性も否定できないとの印象を有していながら、Y2のハラスメント調査委員会でハラスメントの事実はないと結論付けた(同委員会議事録には結論に関する具体的理由の記載なし)。

【結論】

- ・ Y1:11万円(+遅延損害金)の限度で認容。
- ・ Y2:88万円(+遅延損害金)の限度で認容。

【教訓】

- ・ 初動対応が重要(相手方代理人から受任通知を受けた時点で顧問弁護士等に相談すべき)。
- ・ 事なかれ主義は通用しない。
- ・ 会議の議事録は重要な証拠となる。特に決定理由等は厚く記載しておかないと、後で裁判の証拠になった場合に、いくら本当は十分な審議をしていたとしても、十分な審議を尽くしていないという心証を抱かせることになりかねない。

最後に

私学法改正の
究極的な目的は？

主 著

- 「学校法人法務の現状と課題」
 - ビジネス法務2017年11月号（中央経済社）
- 「民法改正が学校法人経営に与える影響」
 - 学校法人2018年2月号～11月号（学校経理研究会）
- 「学校法人破産時における授業料返還等債権の取扱い」
 - NBL1146（2019年5月15日）号（商事法務）（共著）
- 「『学校法人制度の改善方策について』の考察」
 - 学校法人2019年5月号～9月号（学校経理研究会）
- 「私立大学・短期大学を設置する学校法人のガバナンス改革のための具体的方策」
 - 文部科学教育通信468号（ジアース教育新社）
- 「私学法改正とガバナンス・コードに対応した寄附行為・学内諸規程の整備」
 - 学校法人2019年11月号（学校経理研究会）
- 『私学法改正で変わる監事監査の実務』
 - 2019年12月発刊（学校経理研究会）（共著）
- 「改正民法を踏まえた入学時誓約書・保証書の実務」
 - 学校法人2020年2月号～3月号（学校経理研究会）
- 「学校法人における新型コロナウイルス感染症に関する法務対応」
 - 学校法人2020年4月号～7月号（学校経理研究会）、大学マネジメント2020年5月号～7月号（大学マネジメント研究会）
- 「改正私立学校法下における法務対応のポイント」
 - 学校法人2020年9月号～2021年3月号（学校経理研究会）
- 「学校法人法務の実務ポイント」
 - 学校法人2021年4月号～連載中（学校経理研究会）（一部共著） ※特に2023年3月号、8月号～
- 「学校法人のガバナンス改革は『なぜ』『どのように』すべきか」（座談会）
 - 学校法人2021年9月号（学校経理研究会）
- 『詳細解説 研究機関の公的研究費管理・監査ガイドラインQ&A』
 - 2021年11月発刊（学校経理研究会）（共著）
- 「学校法人制度改革特別委員会の報告書から読み解く今後のガバナンス対応の実務ポイント」
 - 学校法人2022年4月号（学校経理研究会）、大学マネジメント2022年4月号（大学マネジメント研究会）

パートナー弁護士 大河原 遼平

(おおかわら りょうへい)

連絡先

- 〒106-6123
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階
- TEL 03-6438-5511
- FAX 03-6438-5522
- E-mail: rokawara@tmi.gr.jp

ご質問・ご意見・ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

ご清聴ありがとうございました。